

防装庁（事）第392号  
29.11.30

陸上幕僚長 殿  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に係る陸上自衛隊の使用する船舶の適正管理について（通達）

標記について、下記によることとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

#### 記

船舶安全法等の適用を除外等する自衛隊法(昭和29年法律第165号)の改正にあわせ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号)及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則(昭和58年運輸省令第39号)の一部が改正され、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。)の規定の一部については、陸上自衛隊の使用する船舶(水陸両用車両を含む。以下「陸自船舶」という。)への適用が除外されることとなった。

海洋汚染防止法の規定の一部の適用除外後も、同法の趣旨を尊重することとし、現に有する種類の陸自船舶については、オゾン層破壊物質を含む設備及び放出基準を上回る窒素酸化物を放出する原動機の搭載を運用上必要な場合に限る。今後、陸自船舶の種類を追加する場合は、管理の対象を見直し、必要に応じて変更するものとする。

この通達の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

写送付先：防衛政策局長、整備計画局長、統合幕僚長、海上幕僚長、防衛  
大学校長